

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [労働時間の起算点 \(3\)](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

### 労働時間の起算点 (3)

労働基準法にいうところの労働時間とは、「労務を提供する時間」であり、かつ、「使用者の指揮命令下にある時間」という2つの要件が必要とされる。

民法法では原則として当事者の法的自由領域に属することであるとされ、就業規則や明示又は黙示の労働契約等ないしその解釈（これらの定めが存在せず、あるいは解釈に疑義がある時は慣行や社会通念等により判定することによるもの（石川島播磨事件・東京地判 昭52.8.10）とされている。

つまり民法上では、朝の始業時において、どの時点から使用者の指揮監督に入ることにするかについては、その態様に依じて企業が就業規則等において、適正に決めればよいということになる。

#### 民法上上の起算点

石川島播磨事件・東京地判 昭52.8.10

労働時間の起算点の確認を午前八時までのタイムカードの打刻（入門）による方法から午前八時に一斉開始される体操への参加による確認方法に変更した会社に対して、午前八時をもって労働時間の起算点とすることの労働契約上の地位の確認、または午前八時以前に入門する労働契約上の義務のないことの確認が求められた事例。

判決

八時にタイムカードに打刻すれば賃金計算上遅刻扱いとしないという取扱いは、五分前遅刻制の廃された昭和三六年から数えても一〇年余の長きに亘って実施されてきたのであるが、従業員が就業規則上定められた始業時刻に遅刻した場合には、もともと遅刻時間に相当する賃金の請求権は発生しない筋合いであるから、使用者がそれをどの程度緩和し、どの限度で賃金カットすることとするかは、従業員の既得の権利を侵害しない限度で自由に定めるところである。即ち就業規則上の遅刻と賃金計算上取り上げる遅刻とを別個に定めることは使用者の任意であるから、会社が賃金計算上の遅刻認定につき右のような措置をとりそれが慣行化していたからといって、これにより当然に従業員の労働契約上なすべき義務自体が変容を来すことにはならないというべきである。

民法上上の起算点

強行法規たる労基法に反しない限り、原則として当事者の法的自由領域に属することであり、就業規則や明示又は黙示の労働契約等ないしその解釈（慣行や社会通念等により判定）によるものとする

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.